

CAPITAL MARKETS LEGAL UPDATE

CONTENTS

- 1 バイルイン・ツール導入の背景
- 2 バイルイン・ツールの概要
- 3 バイルインの対象となる債務と適用順位
- 4 適格債務の最低維持基準
- 5 EU外の法律を準拠法とする債務の取扱い
- 6 日本の社債発行案件に与える影響

EUにおける金融機関の再生・破綻処理のためのバイルイン・ツールの導入について

弁護士 黒田 康之 / 弁護士 竹岡 真太郎

2007年以降の世界的な金融危機により、経営難に陥る金融機関が各国で急増したことを背景として、2014年5月6日に欧州連合理事会が金融機関の再生及び破綻処理に関する指令(以下、「BRRD」という。)を採択した。このBRRDでは、金融機関の再生・破綻処理の方法の一つとして、いわゆる「バイルイン・ツール」の導入が定められており、EU加盟各国は遅くとも2016年1月1日までにこれを導入することとされている。

本ニュースレターでは、かかるバイルイン・ツールについて概説するとともに、これが日本における社債発行案件に与える影響について検討する。

1 バイルイン・ツール導入の背景

2007年以降の世界的な金融危機により、経営難に陥る金融機関が各国で急増し、それらの再生・破綻処理が問題となるようになった。特に国際的な活動をする大規模な金融機関については、それらが破綻した際に金融システム全体に与える悪影響の大きさが重大なリスクとして認識されるようになったが、そのような事態に対処するための法制度は十分に整備されておらず、各国政府はいわゆる「ベイルアウト」と呼ばれる公的資金の注入による救済を行わざるを得なかった。このような問題をうけ、新しい枠組みの導入が活発に議論されるようになり、2010年11月に開催されたG20ソウルにおいては、「納税者に金融機関の再生・破綻処理のための負担を負わせることなく、金融機関の株主や一般債権者に損失を吸収させるような枠組みを導入するための法改正を各国が行うべきである。」とする金融安定化理事会(FSB)の提案が承認された。

EUにおいてもグローバルな金融機関の経営危機が問題となったが、このような世界的な議論の状況を踏まえ、EU全体で調和の取れた制度を導入することが検討され、欧州委員会はFSBの提案に沿う形で2012年6月6日にBRRDの草案を提案した。欧州連合理事会及び欧州議会は同草案の内容について2013年12月12日に合意し、その後、欧州議会による2014年4月15日の承認手続を経て、2014年5月6日に欧州連合理事会がBRRDを採択した。今後、EU加盟国は、2014年12月31日までにBRRDを各国の国内法として制定・公表することとなる。

BRRD では、金融機関の再生・破綻処理の方法の一つとして、いわゆる「ベイルイン・ツール」の導入が定められており、各国は遅くとも 2016 年 1 月 1 日までにこれを導入することとされている。

2 ベイルイン・ツールの概要

(1) ベイルイン・ツールの内容と想定されるスキーム

BRRD においては、各国が BRRD に基づく金融機関の破綻処理を担当する破綻処理当局を指定することが求められており、これは例外的な場合を除いて金融機関を一般的に監督する所轄当局とは別の機関とすることとされている。ベイルイン・ツールとは、経営難に陥った金融機関の再生・破綻処理にあたって、各国の破綻処理当局に金融機関の債務について元本削減や株式への転換を強制する権限を認めたメカニズムである。上記の通り、従来のような公的資金を使った救済においては最終的に納税者が負担を負うことになるため、各国で世論の大きな批判があったことから、納税者ではなく当該金融機関の株主や一般債権者の負担において、経営難に陥った金融機関の再生・破綻処理を行うための制度を整備することがベイルイン・ツール導入の趣旨である。

具体的にベイルイン・ツールを行使する場合のスキームとしては、以下の 2 つが想定されている。

① 当該金融機関の事業をそのまま継続させるスキーム

本スキームでは、ベイルイン・ツールの行使を通じて、認可の条件をみだし市場の信頼を回復できるレベルまで金融機関の資本の再構成を行い、その上で、事業再編計画 (business reorganization plan) に沿った再生が実施される。このようなスキームは、BRRD で定められた再生・破綻処理のための他の措置とあわせて、当該金融機関の健全性を回復し長期的に存続させることが可能であるという見込みがある場合に限り選択することができる。

② 金融システムの維持のために重要な業務のみを第三者又は承継機関 (bridge institution) に移転し、残りの事業を継続せずに清算するスキーム

本スキームでは、第三者や承継機関に金融機関の債務を移転するにあたり、当該債務の株式への転換や元本減額が行われる。金融機関の債権者は、そのような株式への転換又は元本減額を受け入れた上で第三者若しくは承継機関の株式若しくは債権を保有し続けるか、又は従来保有していた金融機関に対する権利について清算手続を通じて損失を処理することとなる。このようなスキームは、上記①のスキームを採るための要件が満たされない場合に選択される。

(2) ベイルイン・ツールが発動される場合

ベイルイン・ツールに関し、それがどのような場合に行使可能となるかについて、BRRD において特定の要件は定められていないが、ベイルイン・ツールを含む再生・破綻処理のための措置一般について、その行使を以下の要件のすべてが満たされる場合に限る旨が定められている。

- 所轄当局が破綻処理当局との協議を経て、金融機関が破綻しているか又は破綻するであろうと判断した場合
- 他の私的又は監督的な手段によって金融機関の破綻を適切な時間内に防ぐことができるといふ合理的な見込みがない場合
- 公共の利益のため再生・破綻処理の措置を講じることが必要である場合

3 バイルインの対象となる債務と適用順位

(1) バイルインの対象となる債務

バイルインは、以下の債務については適用が除外されるが、一般のシニア社債に係る債務を含むそれ以外の債務に広く適用される。

- (a) 預金保険システムで保護されている預金
- (b) カバードボンド等の担保付債務
- (c) 顧客からの預かり資産や受託資産に関する債務
- (d) 満期が7日未満の短期債務
- (e) 従業員に対する給与・年金やその他の固定報酬の債務
- (f) 金融機関の日常業務に必要な備品やサービスに関する債務
- (g) 税金等の債務
- (h) 預金保険システム上の保険料債務

ただし、破綻処理当局の個々のケースごとの判断により、以下のいずれかの場合についてはバイルインを適用しない例外的措置をとることができるとされている。

- (i) 合理的な期間内にバイルインの処理を行うことができない場合
- (ii) 金融機関が主要な業務を継続するために欠くことのできない機能を維持する観点から、適用除外が必要不可欠な場合
- (iii) 個人や中小企業等の預金につき広範囲で悪影響が広がり、金融市場が機能不全に陥り加盟国の経済に深刻な混乱が生じることを防ぐために不可欠な場合
- (iv) バイルインを適用することによって当該債務の価値に壊滅的な悪影響が生じ、他の債権者の負担する損失が適用を除外した場合よりも増大する場合

このように破綻処理当局が一部の債務について例外的にバイルインの適用を除外した場合、その不足分を填補するために、バイルインが適用される他の債務について元本減額や株式への転換の割合を増やすことができるとされている。

(2) バイルインの適用順位

BRRD においては、再生・破綻処理に際しての一般的権限として、金融機関の株式及び持分証券 (instruments of ownership) 並びに資本性証券 (relevant capital instruments) についても、減額や他の証券への転換を行う権限が破綻処理当局に認められている。実際の再生・破綻処理の場面では、破綻処理当局はこれらの権限をあわせて行使することにより、株主及び債権者に負担を分担させる。ただし、再生・破綻処理にあたっては、第一に株主に損失を負担させ、次に通常の破産手続における優先順位に従って債権者に損失を負担させるようにしなければならないという原則があり、バイルイン・ツールの行使に関しては、具体的に以下の順序によるべきことが定められている。

- (a) Common Equity Tier1 を減額する。
- (b) 上記(a)による減額では不足する部分につき、その他 Tier1 債務を減額する。
- (c) 上記(a)及び(b)による減額では不足する部分につき、Tier2 債務を減額する。
- (d) 上記(a)乃至(c)による減額では不足する部分につき、通常の破産手続における優先順位に従って、その他 Tier1 債務及び Tier2 債務以外の劣後債務の元本を減額する。

(e) 上記(a)乃至(d)による減額では不足する部分につき、その他の適格債務の元本又は支払時期の到来している残存債務額を減額する。なお、本号に基づく減額に先立って、その他 Tier1 債務、Tier2 債務及び劣後債務について、当該金融機関の財務状況等に関し所定の事由が生じた場合には元本の減額又は株式等への転換を定める条項(いわゆる実質破綻時損失吸収条項)があるにもかかわらず、それらが実行されていない場合には、破綻処理当局はかかる減額又は転換を実施することとされている。

このようなバイルイン・ツールの行使による減額にあたっては、原則として、各国の倒産法のもとにおける債権者及び個々の債権の順位に基づいた取扱いが求められており、同順位の債務については同等(pari passu)に扱ふことが必要とされるとともに、元本又は支払時期の到来している残存債務額の減額は、原則として、それらの価値に応じて均等(pro rata)に行わなければならないとされている。

4 適格債務の最低維持基準

BRRD においては、金融機関がバイルイン・ツールの効果を阻害するような債務構成をとることがないように、各国は金融機関に対し、自己資本及び適格債務の最低基準(minimum requirement for own funds and eligible liabilities(以下、「MREL」という。))を常に遵守するようにさせなければならないと定められている。ここで「適格債務」とは、Common Equity Tier1、その他 Tier1 債務及び Tier2 債務以外の債務又は資本証券であって、上記3(1)で言及したバイルイン・ツールの適用除外債務にあたらぬものをいう。

MREL は、全債務及び自己資本に対する自己資本及び適格債務の割合として計算されるが、個々の金融機関について適用される具体的な割合については、所轄当局との協議により破綻処理当局が定める。また、そのために必要な技術的な基準については、欧州銀行監督局(EBA)が定めるとされている。

5 EU 外の法律を準拠法とする債務の取扱い

金融機関の適格債務が EU 外の国の法律を準拠法とする場合、その債務に関する条項に、当該債務が減額や転換の権限に服することを認識するとともに、実際にバイルイン・ツールの行使により元本の減額や転換・償却が行われた場合には、それに拘束されることに合意する旨の条項を含めることが金融機関に求められている。

また、金融機関の債務が EU 外の国の法律を準拠法とする場合、破綻処理当局は金融機関に対して、当該債務の条件を定める契約の条項や破綻処理の効力に関する国際的な取決め等を勧案の上、その準拠法のもとにおいても、破綻処理当局が当該債務の元本の減額や株式への転換を決定した場合にはその効力が法的に認められることを示すように要求できるとされている。また、仮に減額や転換の効力が法的に有効に認められるとは破綻処理当局が納得できない場合には、当該債務は MREL の算定にあたりカウントされないとこととされている。

EU 外の国の法律を準拠法とする債務について、バイルイン・ツールの行使による減額や転換等に服する旨の条項を契約に入れなければならないとする上記の規定は、バイルイン・ツールに関する規定の適用が開始された日の後に生じた債務について適用される。もっとも、上記のように MREL との関係で債務がカウントされるようにするためには、債務の発生時期に関わらず、当該債務についてバイルイン・ツール行使の法的効力が準拠法のもとで認められると破綻処理当局を説得できなければならない。このような事情に鑑みれば、バイルイン・ツールに関する規定の適用前であっても、今後は、バイルイン・ツールの適用を受けうる EU の金融機関が発行する債券の要項等、関連する契約においては、上記のような規定を盛り込むといった対応が増えることが予想される。

6 日本の社債発行案件に与える影響

EU 加盟国に所在する金融機関が日本において発行するサムライ債もベイルイン・ツールの対象となり、また、サムライ債は日本法に準拠して発行されるため、上記の EU 外の法律に準拠する債務の取扱いに従うこととなる。2014 年5月に発行されたノルデア・バンク・アクツィエボラーグ・プブリクトのサムライ債及び同年6月に発行されたソシエテ ジェネラルのサムライ債に係る社債の要項においては、ベイルイン権限に関する規定が設けられており、具体的には、権限を有する破綻処理当局によってベイルイン権限が行使された場合には、社債権者はかかる権限の行使に服する旨や、ベイルイン権限が行使された場合の公告等の手続について規定されている。また、BRRD を受けた破綻処理手続が実施された場合に社債権者が損失を被る可能性がある旨等が開示書類に記載されている。

さらに、今後、ベイルイン・ツールに関する各国の国内法が制定され、その内容が具体化された場合には、それを踏まえて社債の要項等の関連契約の内容や開示書類における記載内容の追加、修正等の対応を検討することが必要となる。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の黒田康之 (yasuyuki.kuroda@amt-law.com) 又は竹岡真太郎 (shintaro.takeoka@amt-law.com) までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

Capital Markets Legal Update
担当パートナー： 多賀大輔、広瀬卓生、吉井一浩、福田直邦

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、cm-newsletter@amt-law.com までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターのバックナンバーは、
<http://www.amt-law.com/bulletins10.html> にてご覧いただけます。



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>